

徳島県告示第百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七  
第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
徳島市応神町吉成字前須二五番一及び二五番二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十四号。以下「政令」という。）第十三条の二第三号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第十二条の三十一第一号
同 金沢一丁目二九番一及び二九番三から二九番八まで並びに三一番の一部	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 川内町鶴島三八〇番から三八三番まで  同 平石住吉七一番一、七一番二、七二番一、七二番二、七四番一、七四番二及び七五番並びに七七番一の一部	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 丈六町新居田五九番一、五九番三、六〇番一、六〇番三、六一番一及び六一番三  同 行正一四番一、一六番一、一六番二、一七番、一八番一、一八番二、三〇番一、三〇番二、三三番一、三三番二、三三番一、三三番二、三三番一及び三五番一	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 八万町沖須賀七八番一、七八番三及び七八番四	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
阿南市羽ノ浦町古毛萱原六番二	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
阿波市阿波町中長峰九八番二、九九番一、一	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条

<p>四二番一、一四二番一、一四三番一、一四三番二、一四四番、一四五番、一四六番一、一四七番一、一四七番三、一四七番五、一四七番六、一四七番七、一四七番九、一四七番一一、一四七番一二、一四七番一三、一五〇番八、一五〇番九及び五三九番一から五三九番三まで並びに九八番五の一部、九八番七の一部、九八番八の一部、九八番九の一部、九八番一一の一部、九八番一二の一部及び一四七番四の一部</p>	<p>の三十一第一号</p>
<p>三好市三野町清水字島二四三番一及び二六六番</p>	<p>政令第十三条の二第一号</p>